

平成28年第4回川崎市議会定例会

請願陳情文書表

(その2)

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
7 4	28. 12. 12	総務企画局企画調整課 (市民との対話) 市長 への手紙実施要綱、処 理要領に関する陳情	高津区在住者 ほか 12名	<p>当該地の位置指定道路は、市長が公報に公告しました。平成19年に私有地通り抜け禁止の看板も設置しましたが、環境局は設置した看板を無視して、私有地への立入りを続けました。</p> <p>総務企画局企画調整課は、市長への手紙を見て、環境局職員が職務命令でくみ取りのために私有地に立ち入り、違法な業務を行っている実態を知りましたが、市長に真実を伝えませんでした。</p> <p>市民との対話担当は処理ミスを認めて、市長への手紙処理要領に従って市長に真実を伝えて、市長から正しい指示「要調査」を受け、市長の指示を関連局に隠さず伝えてください。</p> <p>取りまとめ局である総務企画局企画調整課は所管局と連携して、位置指定道路図書と確認申請概要書を申立者と建築主に公表して、文書で確認処分をした経緯を説明することを求めます。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 28. 12. 13 付託前に 取り下げ </div>

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
75	28. 12. 13	総務企画局企画調整課 (市民との対話) 市長 への手紙実施要綱、処 理要領に関する陳情	高津区在住者	<p>当該地の位置指定道路は、市長が公報に公告しました。平成19年に私有地通り抜け禁止の看板も設置しましたが、市は設置した看板を無視して違法な業務を続けてきました。</p> <p>総務企画局企画調整課は、市長への手紙を見て、環境局職員が職務命令でくみ取りのために私有地に立ち入り、違法な業務を行っている実態を知りましたが、市長に真実を伝えませんでした。</p> <p>違法な業務実態が市民の声担当から市長へ知らされていれば、当然、市長への手紙処理要領第7条に従って「要対応、要調査、趣旨に同感、速やかな対応、事実確認や現地調査」などと指示をされたはずです。市民との対話担当は市長から受けた指示を担当課に伝え、担当課は手紙の内容を十分に把握して、市長からの指示を誠実に処理する責務があります。</p> <p>総務企画局企画調整課は、所管局と連携して位置指定道路図書と確認申請概要書を申立者と建築主に公表して、文書で確認処分をした経緯を説明することを求めます。</p>	総務委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
76	28. 12. 16	船舶給水に関する陳情	川崎区在住者	<p>1 港湾法第12条8は、船舶給水が他の者によって適当かつ十分に提供されない場合において、港湾管理者がこれらの役務を提供することとなっております。港湾法第12条8の港湾管理者の責務をどのようにするか明らかにしてください。</p> <p>2 東京、千葉、横浜は固有の船舶を有しており、川崎は入札によって事業を行っております。競争入札したら今後契約金のたたき合いを行い、共倒れになることは確実です。比較検討してみてください。長期安定し、必要なコストで行うべく、市も所有について御検討ください。</p>	環境委員会